

設備技術規格評価委員会 規則

2024 年 6 月 28 日 制定

(案)2024 年 11 月 13 日 改正

(目的)

第 1 条 設備技術規格評価委員会（以下、「本委員会」という。英名：Equipment Standards and Codes Committee(略称：ESCC)）は、公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 3 号及びコンビナート等保安規則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 3 号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。

なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、民間規格等の妥当性を評価するにあたり、その審査及び手続においては日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格等作成団体から独立して中立公正に行う。

(組織の体系)

第 2 条 本委員会は、民間規格等の妥当性を評価するにあたり、その審査及び手続においては日本溶接協会の規格作成部門から独立して中立公正に行うため、日本溶接協会が定める特別委員会として設置される。

本委員会は、民間規格等の制改定プロセスを評価するプロセス評価委員会および評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて外部評価する外部評価委員会を設置する。また、本委員会は、必要に応じて特別調査 WG を設置する。

(本委員会の業務)

第 3 条 本委員会は、第 1 条の目的を達成するため次の各号の業務を行う。

- 一 本委員会の事業計画の策定及び事業報告
- 二 本委員会の事業計画に基づく予算策定及び決算報告
- 三 民間規格等作成団体から要請があった保安検査の方法としての民間規格等の評価について、民間規格評価機関の要件に従い、技術評価書等を取りまとめ保安検査の方法としての保安面での妥当性について審議、承認を行う。

- 四 プロセス評価委員会、外部評価委員会および特別調査 WG の設置、改廃及び各委員会からの報告内容に関する審議、承認
- 五 その他必要と認める業務

(本委員会の構成)

- 第4条 本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。
- 2. 委員の属性については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

(本委員会の委員の委嘱)

- 第5条 本委員会の委員は、本委員会の議決（初回は委員候補が相互に承認）に基づき、本委員会の委員長推薦により会長が委嘱する。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。
- 2. 国が民間規格等に係る技術的専門性を有する者として推薦する1名について、前項の本委員会の議決によらず、本委員会の委員長推薦により会長が委嘱することが出来る。
 - 3. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。また委員は委嘱時点で70歳までとする。
 - 4. 委員長は、本委員会の業務を遂行するために必要と判断した場合、幹事を委員の中から若干名指名することができる。
 - 5. 本委員会の委員は、その任期中に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。
 - 6. 本委員会の委員は、本委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、本委員会の委員数の過半数が賛成する議決により解任される場合がある。この場合、必要に応じて書面による議決を行うことができる。
 - 7. 本委員会の委員は、自らが議決の対象となる場合には、前項の議決に加わることはできない。

(本委員会の委員長及び副委員長)

- 第6条 本委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長の任期は、委員の任期に従う。また、連続した再選は二期までとする。
- 2. 委員長及び副委員長は本委員会の委員の互選により定め、委員長は日本溶接協会の理事会の議決を得て会長が委嘱する。副委員長は本委員会の議決を得て委員長の推薦により会長が委嘱する。
 - 3. 委員長は、本委員会を代表して会務を総括し、また本委員会の業務を遂行するた

めに本委員会を招集し、その議長になる。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
5. 委員長は、委員任期終了後も、次の委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行う。

(本委員会の審議)

- 第7条 本委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって決議とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。
2. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。
 3. 本委員会の出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

(審議対象と要件)

- 第8条 本委員会に評価の審査を申請する民間規格等は以下の要件を満たしていなければならない。
- 一 一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号およびコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が用いる保安検査の方法としての民間規格等であること。
 - 二 附属書1「審査申請する規格基準類の要件」を満足しているか、または附属書1との差異について説明責任を果たせる民間規格等であること。

(本委員会への参加)

- 第9条 関係行政機関の職員は、本委員会に参加することができる。
2. 必要がある場合、委員以外も本委員会の承認を得て本委員会に参加することができる。
 3. 委員以外の本委員会への参加者は、委員長の承認を得て意見を述べることができるが、審議案件の議決に参加することはできない。

(パブリックコメントについて)

- 第10条 本委員会の承認を得た後、技術評価書(案)について外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。また意見に対し必要に応じて評価の見直しを行う。外部への公開方法は「情報公開等に係る要領」による。

(本委員会の公開)

- 第11条 本委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる。

(プロセス評価委員会の業務)

第12条 本委員会は、第1条の目的を達成するため、プロセス評価委員会を置く。

2. プロセス評価委員会は、「参考. 民間規格評価機関の要件(2. 要件(3) 規格評価プロセス⑥)」に基づき、本委員会により審議、承認された民間規格等に対して、本委員会の審議内容ならびに制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行うための審議、承認を行う。

(プロセス評価委員会の構成)

第13条 プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

3. 委員の属性の詳細については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

(プロセス評価委員の委嘱)

第14条 プロセス評価委員会の委員は、プロセス評価委員会の承認(初回は委員候補が相互に承認)に基づき、本委員会の委員長が委嘱する。ただし、プロセス評価委員会の委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. プロセス評価委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。また、委員は委嘱時点で70歳未満までとする。
3. プロセス評価委員会の委員は、その任期中に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。
4. プロセス評価委員会の委員は、プロセス評価委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、プロセス評価委員会の委員数の過半数が賛成する議決により解任される場合がある。この場合、必要に応じて書面による議決を行うことができる。
5. プロセス評価委員会の委員は、自らが議決の対象となる場合には、前項の議決に加わることはできない。

(プロセス評価委員会の委員長及び副委員長)

第15条 プロセス評価委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長の任期は、委員の任期に従う。なお、委員長および副委員長は本委員会の委員を兼務しない。

2. 委員長及び副委員長は、プロセス評価委員会の委員の互選により定め、本委員会の委員長が委嘱する。
3. 委員長は、プロセス評価委員会を代表して会務を総括し、またプロセス評価委員会を招集し、その議長になる。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
5. 委員長は、委員任期終了後も、次の委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行う。

(プロセス評価委員会の審議)

- 第16条 プロセス評価委員会は、全委員数の3分の2以上かつ本委員会の委員を兼務していない委員(プロセス評価委員会の委員長および副委員長を含む)の出席者数が、本委員会を兼務している委員の出席者数以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。
2. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。
 3. プロセス評価委員会の出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

(プロセス評価委員会への参加)

- 第17条 関係行政機関の職員は、プロセス評価委員会に参加することができる。
2. 必要がある場合、委員以外もプロセス評価委員会の承認を得てプロセス評価委員会に参加することができる。
 3. 委員以外のプロセス評価委員会への参加者は、委員長の承認を得て意見を述べるができるが、審議案件の議決に参加することはできない。

(プロセス評価委員会の公開)

- 第18条 プロセス評価委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる。

(特別調査WG(ワーキング)の業務と運用)

- 第19条 特別調査WGの設置、改廃は本委員会の承認を得て行う。
2. 特別調査WGは、本委員会の委任を受け、技術基準適合性の評価、調査研究等の特命事項について活動を行い、その結果を本委員会に報告する。
 3. 特別調査WGの委員の構成や議決方法等については、特別調査WGの設置の都度、本委員会が決定する。

(問い合わせ、異議等申立への対応)

- 第20条 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等(異議、苦情)申立があった場合、その事案に対応する。
2. 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、文書等により問い合わせがあった場合、質問者に回答を行う。また、必要に応じて、当該規格を作成した民間

規格等作成団体に質問を送付し、回答するよう依頼することができる。

3. 対応手順の詳細は、「民間規格等の審議に係る要領」および「異議等申立対応要領」に定める。

(事務局)

第21条 各委員会の運営に関する事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、日本溶接協会に置く。

2. 事務局員は日本溶接協会を含む民間規格等作成団体の規格制改定業務に関与してはならない。
3. 制改定を実施した民間規格等に係る一覧表の作成及び公開、見直しの管理に係る事務を行う。

(会計)

第22条 会計処理は、日本溶接協会が実施する。本委員会、プロセス評価委員会、外部評価委員会および特別調査 WG の運営に係る経費の総額を明確に区分し、その収支明細を開示するものとする。

(運営費)

第23条 前条の本委員会の運営に係る経費は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業等会計から支出する。

ただし、民間規格等の審議に一定以上の経費を要する場合、本委員会は審議案件の民間規格等作成団体等に対して、実費の負担を求めることができる。

(業務の委託及び受託)

第24条 本委員会は第1条の目的を達成するため、日本溶接協会より他の関係機関にその業務の一部を委託、また、他の関係機関からの業務を受託することができる。

(事業年度)

第25条 本委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(記録の作成、保管)

第26条 各委員会は、議事要録を作成し審議経過を記録する。

2. 各委員会は、議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。また、事務局が保管管理を行う。

(外部評価)

第27条 民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については、「外部評価等に係る要領」に従い、年1回の有識者により構成された外部評価委員会の外部評価

を受けなくてはならない。外部評価の結果を踏まえて、本委員会およびプロセス評価委員会は、必要な改善策等を講じなければならない。

2. 民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、本委員会およびプロセス評価委員会はそれに従うものとする。

(規格の見直し)

第28条 事務局は、承認された民間規格等が、承認日から少なくとも5年以内に改正、廃止、確認が行われているかを確認し、本委員会へ報告する。

(その他規定されていない事項)

第29条 本規則に定めのない具体的な手順等は、別に定める要領等による。

2. この規則の変更又はこの規則に定められていない事項については、本委員会または理事会の承認を経て定める。

附則1 (2024年 6月 28日)

1. 本規則は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。
2. 本委員会の事業年度は、初年度においては本委員会発足時より翌年の3月31日までとする。
3. 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

附属書 1 「審査申請する規格基準類の要件」

日本溶接協会に設置する本委員会で評価する民間規格等は、一般高圧ガス保安規則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 3 号およびコンビナート等保安規則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 3 号に基づき、特定認定高度保安実施者が用いる保安検査の方法であり、次の要件又はそれ以上の基準により制定されたものでなければならない。

1. 公開性

当該規格に関連する各分野からの参加と委員への任命条件に何らかの制限がないこと。即ち、その規格の制定審議をする委員の任命にあたっては、過度な財政的障壁(国内外の一般的な学協会会合の参加費程度は除く)を設けていないこと、また何らかの組織団体への所属を前提としていないこと。

2. 優越性の排除

当該規格に関連する各分野の審議委員が特定の分野に偏っておらず、また特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないように配慮した規格制定審議手順が定められていること。この場合の支配的とは、抜きん出た権限、上位の立場としての威力、影響力を持つ立場もしくはその行使によって、他の見解に対する公明正大な検討を排除することを意味する。

3. 当該規格の制改訂に関与する委員のバランス

当該規格の制改訂に関与する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が 1/3 を超えていないこと。

- 1) 関連する製品の生産者またはサービスの提供者
- 2) 製品又はサービスのユーザー
- 3) 一般的な利害関係者

4. 関連規格との調和

規格としての体系性が考慮されていること。即ち関連する規格との連続性、連携性、調和性のあるものであること。

5. ハブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施した規格であること。ここにおいてパブリックコメントとは、インターネット上のホームページ等によりパブリックコメントが広く一般に告知され、関連する個人または団体が意見を制限なく提出でき、それに対する回答も公示されている状態を指す。

6. コンセンサスに対するエビデンス

規格策定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められたことについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。

ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。

7. 不服の申し立て

規格の策定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為または不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。

8. 規格の解釈対応責任

規格の運用後の解釈問い合わせの方法が明示され、その解釈に対する回答が公開されていること。

9. 規格の維持管理責任

規格の改定見直しが少なくとも 5 年に一度実施され、今後もその改定見直しが継続できる体制が確認できること。

参考．民間規格評価機関の要件（※）

1．適用範囲

一般高圧ガス保安規則第 94 条の 7 の 13 第 5 項第 3 号及びコンビナート等保安規則第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 3 号において規定されている民間規格評価機関に適用するものである。

2．要件

（1）一般

- ① 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。
- ② 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に関係する事項に限定しなければならない。

（2）組織

- ① 民間規格等の評価を行うに当たって、高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に関係する者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。
- ② 民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。
- ③ 評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く）に関与していない者でなければならない。また、事務局員（評価委員会の議事録作成等の業務を行う者をいう）は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。
- ④ 民間規格等に関係する分野は当該民間規格等の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。
- ⑤ 評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。
- ⑥ 民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、規格評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

(3) 規格評価プロセス

- ① 評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。
- ② 民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
- ③ 民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。
- ④ 民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。
- ⑤ 民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。
- ⑥ 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。
 - ・ 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
 - ・ 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。
 - ・ 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであること。
 - ・ 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮していること。また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性を確認しなければならない。
- ⑦ 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも1年に1回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。
- ⑧ 民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。
- ⑨ 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。

(4) 評価業務管理

- ① 民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。
- ② 評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも5年に1回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。
- ③ 民間規格評価機関は、評価委員会の議事録、及び資料並びに評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。

④ 民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。

(5) 国による指導等

① 民間規格評価機関は、国が、民間規格評価機関が要件に従い評価を適切に実施しているかを確認するために行う評価プロセスへの関与を受け入れなければならない。また、この結果を受けた産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高压ガス小委員会からの意見に基づき国が行う改善指導等に従わなければならない。

以上

(※) 経済産業省 20231213 保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高压ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」の別紙「民間規格評価機関の要件」を抜粋